

あま市都市計画マスタープラン中間見直しのねらいと進め方

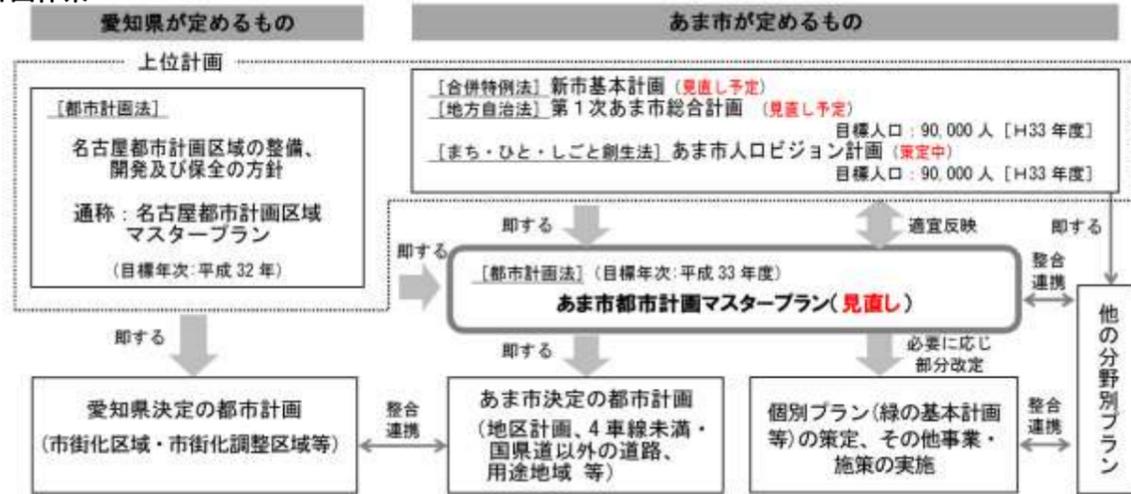
1. 都市計画マスタープラン中間見直しのねらい

1. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針であり、用途地域や都市計画道路等の都市計画を決定する場合、当該マスタープランに即して定めることとなる。また、都市全体の将来ビジョンや、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、持続可能で活力ある地域づくりを推進するなどの役割を担っている。

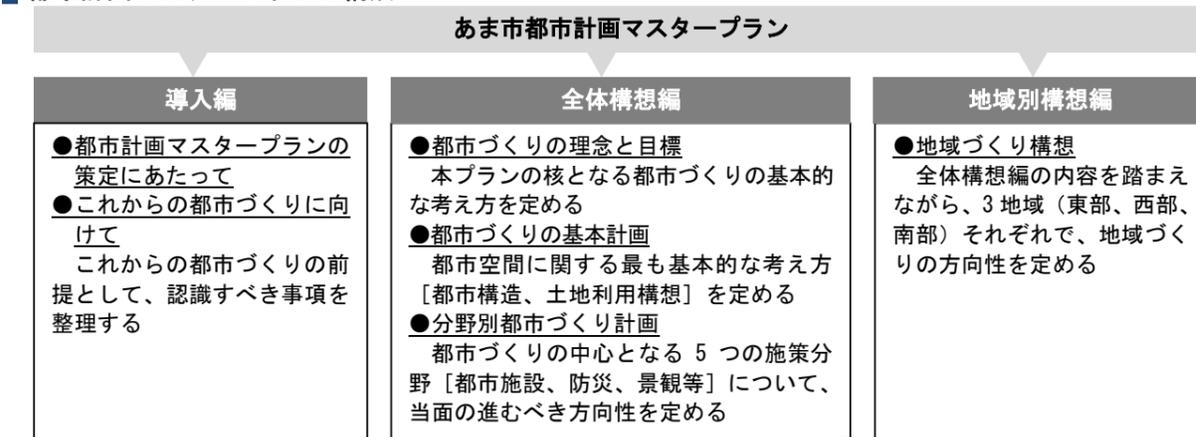
あま市都市計画マスタープランについては、基準年次を平成24年度とし、概ね20年後の都市を見据えながら、平成33年度（10年間）を一つの節目とした都市づくりの目標を掲げ、目指すべき都市構造や施設配置などを明確にし、その実現のための重点施策などを定めている。

計画体系



2. 現行のあま市都市計画マスタープランの概要等（平成24年12月策定）※詳細は現行都市マス概要版参照

都市計画マスタープランの構成



将来フレーム

- 将来人口



3. 都市計画マスタープランの中間見直しのねらい

今回の見直しは策定から5年目となる中間期を迎えるにあたり、策定以降の法制度の改正や社会情勢等の変化、上位計画である第1次あま市総合計画等の見直しの動向を踏まえ、既存のマスタープランの検証や新たな方針等の追加検討を行い、あま市の都市づくりを更に力強く推進することを目指すものである。



【法制度の改正】

- ・「南海トラフ地震防災対策特別措置法」の制定、「都市再生特別措置法」の改正、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正、「まち・ひと・しごと創生法」の制定等

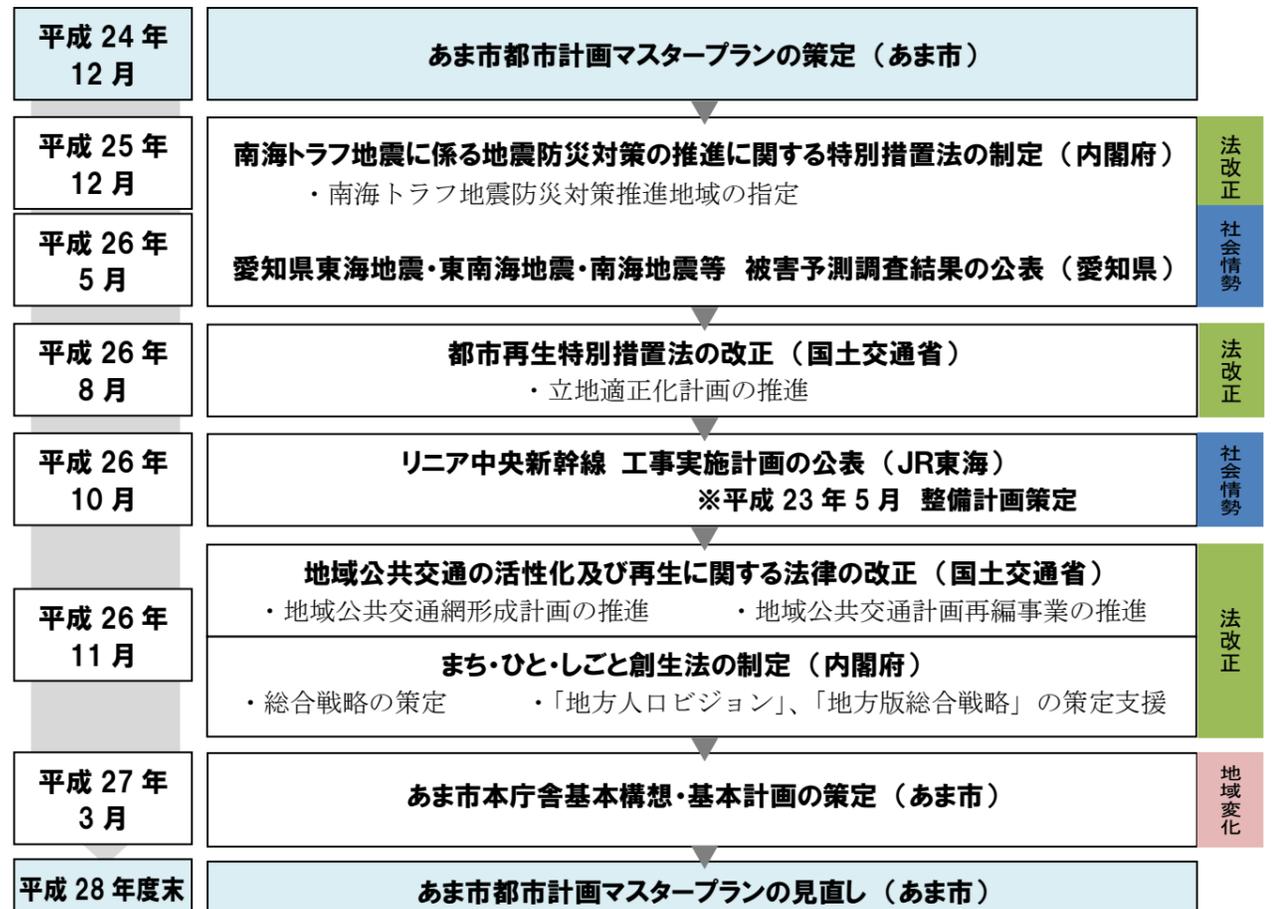
【社会情勢】

- ・愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査結果が公表
- ・「リニア中央新幹線整備」に伴い大交流都市圏域の形成が想定

【地域の変化】

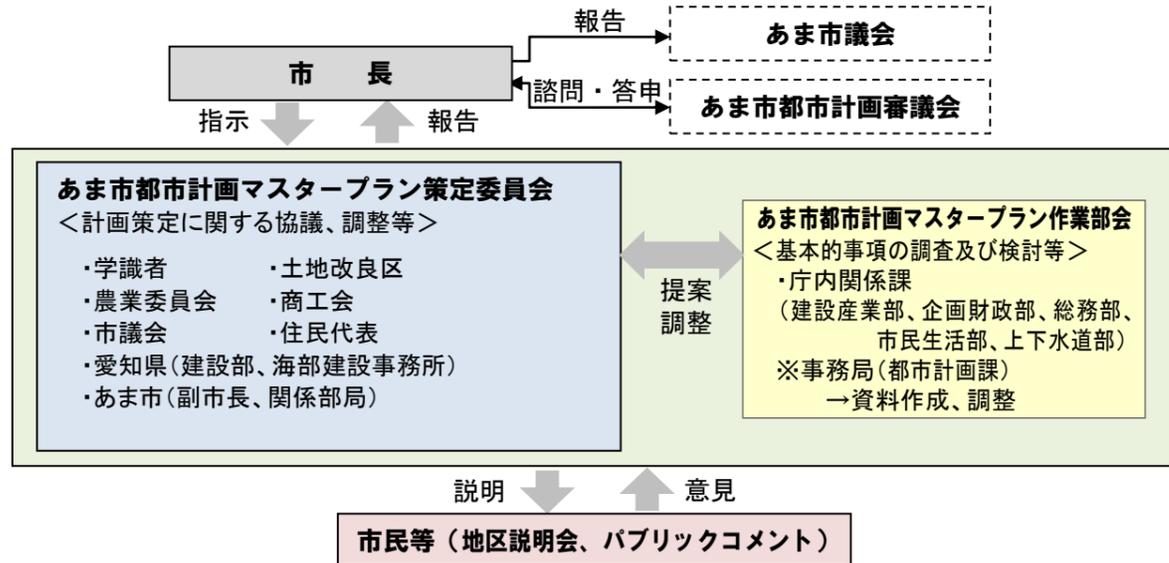
- ・本庁舎基本構想・基本計画が定まったことに伴い、庁舎の整備効果やそこから生じる活力等を市域全体に波及させていくためのまちづくり検討が必要

あま市都市計画マスタープラン策定以降の国等の動き

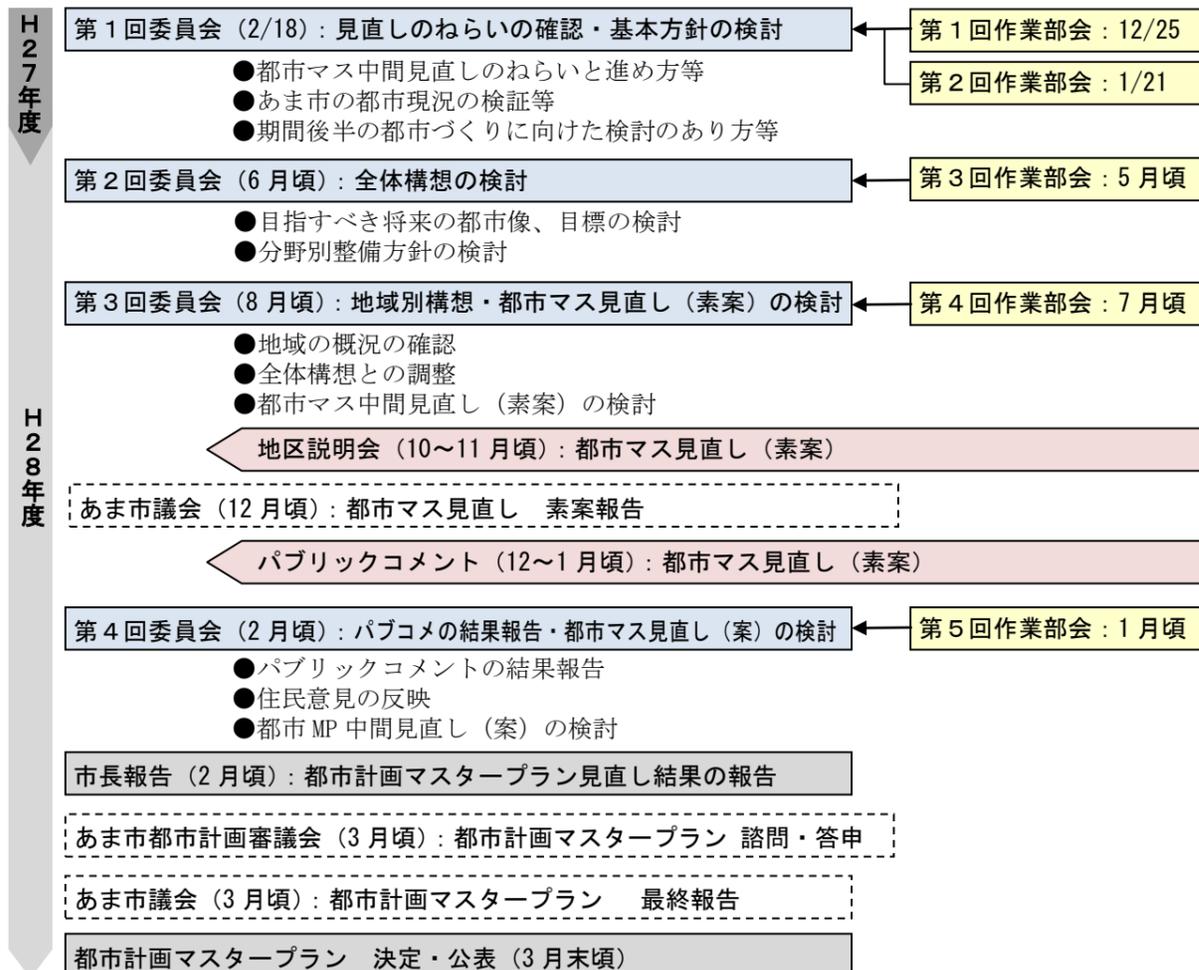


2. 検討の進め方

1. 都市計画マスタープラン中間見直しの体制



2. 都市計画マスタープラン中間見直しのスケジュール(予定)



3. 都市計画マスタープランの目次と委員会での検討内容との対比

